

# 県内公示価格の対前年平均変動率(全用途)はマイナスが続く

- 2019年3月発表の地価公示結果（価格判定基準日：19年1月1日）によれば、群馬県の対前年平均変動率（全用途）はマイナス0.5%であった（図表1）。なお、全国はプラス1.2%（4年連続のプラス）、栃木はマイナス0.6%、茨城はマイナス0.5%であった。
- 変動率（全用途）は27年連続でマイナス推移しているが、マイナス幅縮小によって、ここ数年の平均価格は、横ばいに近い動きとなっている（図表2）。
- 本県で前年に比べて価格が上昇した地点（全用途）は70地点と、前橋市、高崎市、太田市、伊勢崎市の利便性の高い地点を中心に、前年より15地点（内訳：住宅地7、商業地7、工業地1）増加している（図表3）。

図表1 用途別の継続地点数<sup>(注1)</sup>および対前年平均変動率（群馬県）

(単位：地点、%)

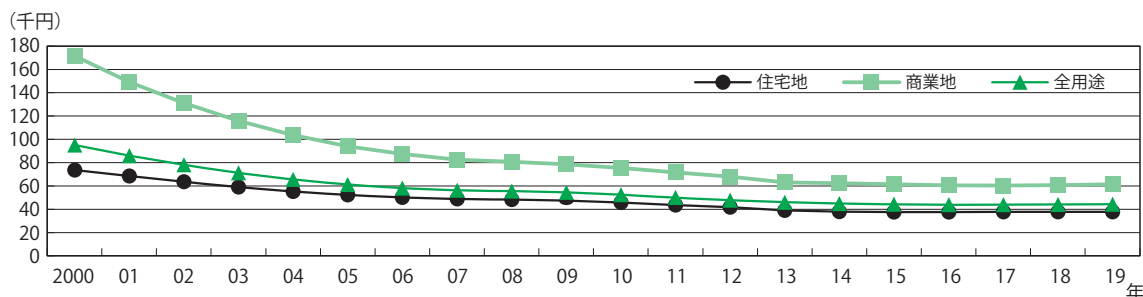
用途	住宅地	商業地	工業地	全用途
継続地点数	263 (264)	111 (115)	11 (11)	385 (390)
対前年平均変動率	▲0.6 (▲0.6)	▲0.2 (▲0.4)	0.1 (▲0.3)	▲0.5 (▲0.5)

(注1) 継続地点：前年から継続して調査を行っている地点

(注2) ( ) 内の数値は2018年地価公示時のもの（以下、図表3も同じ）

(注3) ▲は「マイナス」

図表2 地価公示の平均価格推移（群馬県）



図表3 用途別・対前年平均変動率状況別地点数（群馬県）

(単位：地点)

変動状況	用途	住宅地	商業地	工業地	全用途
プラス		43 (36)	25 (18)	2 (1)	70 (55)
0 % (変わらず)		52 (54)	19 (23)	8 (5)	79 (82)
マイナス		168 (174)	67 (74)	1 (5)	236 (253)

資料出所：群馬県「平成31年地価公示結果（群馬県分）の概要」

地価公示制度は、地価公示法に基づき、国が毎年1回（基準日：1月1日）都市計画区域内の標準的な土地の正常価格（公示価格）を公示することによって、一般の土地の取引価格に対して指標を提供するとともに、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。

この他、土地価格の指標としては、①相続税や固定資産税を課税する際の算定基準となる「路線価」や②国土利用計画法により土地取引価格の審査基準価格として設定された「基準地価」などがある。

(担当：伊勢和広)